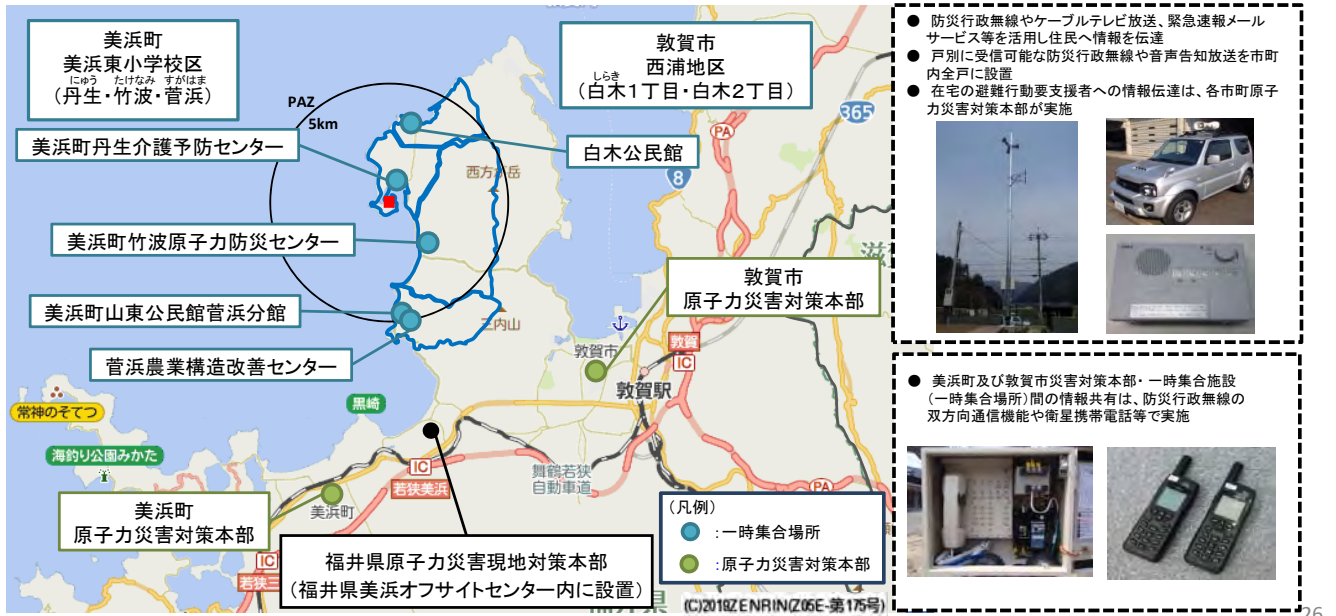
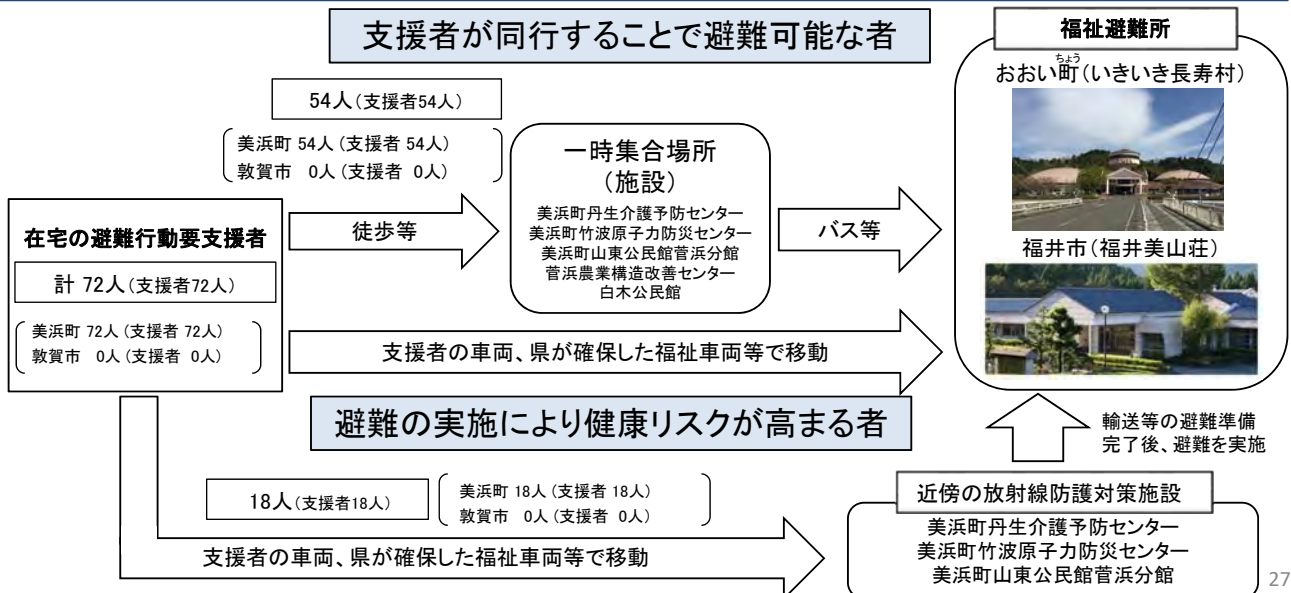


- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、美浜町及び敦賀市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された美浜町及び敦賀市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。

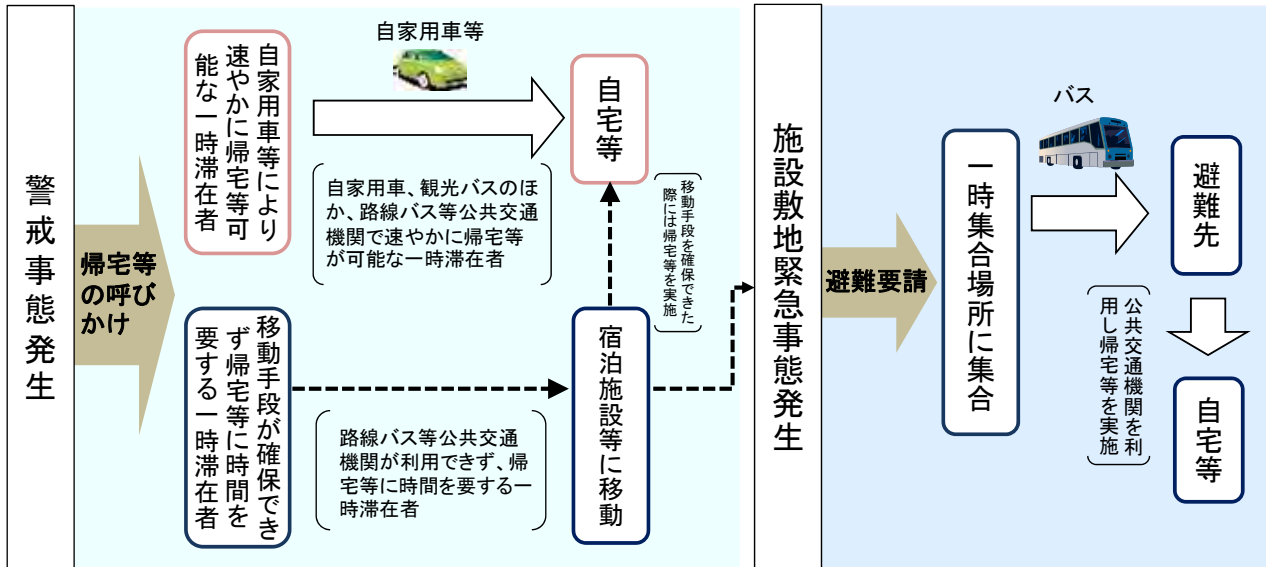


- 美浜町及び敦賀市では、在宅の避難行動要支援者72人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



- 関係県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



28

- PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,600人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない。*

※美浜発電所・もんじゅ関連企業を除く

＜PAZ内の観光施設の状況＞

地区名	施設	入場見込人数(人)	※1	
みはまちょう 美浜町	にゆう 丹生地区	美浜原子力PRセンター	358	
		シーパーク丹生	32	
		エネルギー環境教育体験館きいぱす	1,177	※2
		計	1,567人	
つるがし 敦賀市	にしうら 西浦地区	—	—	※3
			0人	

約1,600人 ※4

※1 入場ピーク時(5月)の入場者数を基に算定

※2 美浜町商工観光課調べ

※3 敦賀市観光協会調べ

※4 入場者の9割以上が自家用車を利用

＜PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況＞

美浜町丹生地区・竹波地区・菅浜地区及び敦賀市西浦地区(白木1丁目、白木2丁目)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

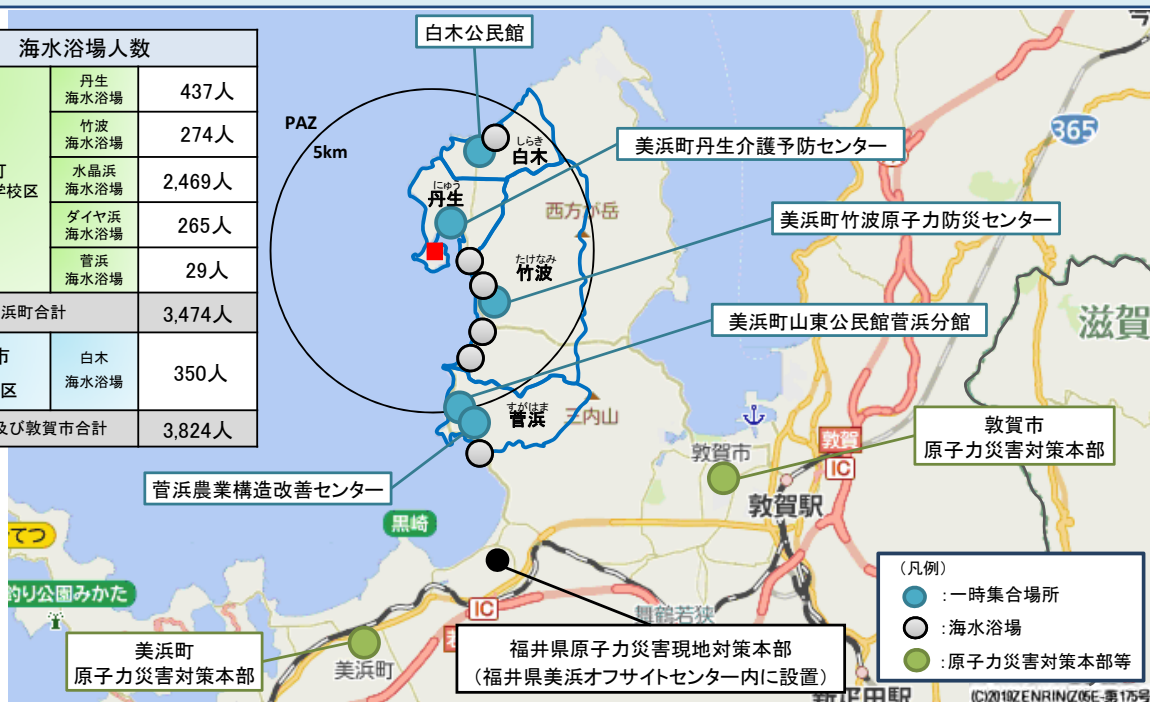
※ 30人未満の民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難
※ 市町による聞き取り調査結果

29

PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- ▶ 美浜町・敦賀市ではPAZ内に海水浴場が6ヶ所あり、平成30年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約3,900人。
- ▶ 海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成30年度観光客入込調査美浜町・敦賀市)

海水浴場人数		
美浜町 美浜東小学校区	丹生海水浴場	437人
	竹波海水浴場	274人
	水晶浜海水浴場	2,469人
	ダイヤ浜海水浴場	265人
	菅浜海水浴場	29人
美浜町合計		3,474人
敦賀市 西浦地区	白木海水浴場	350人
美浜町及び敦賀市合計		3,824人



美浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- ▶ 美浜町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数729人(うち支援者数72人を含む)について、バス17台、福祉車両12台(ストレッチャー仕様6台、車椅子仕様6台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難		該当施設なし			
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難		該当施設なし			
在宅の避難行動要支援者の避難	108人 (要支援者54人 + 支援者54人)	3台 (要支援者54人 + 支援者54人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【P27参照】
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	36人 (要支援者18人 + 支援者18人)	0台	6台 (要支援者6人 + 支援者6人)	6台 (要支援者12人 + 支援者12人)	・放射線防護対策施設に輸送・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【P27参照】
その他の施設敷地緊急事態要避難者等(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	75人	2台	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上
観光施設から避難する一時滞在者	160人 (1,600人 × 0.1)	4台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの観光客数約1,600人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P29参照】
海水浴場から避難する一時滞在者	350人 (3,500人 × 0.1)	8台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客約3,500人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査美浜町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P30参照】
合計	729人	17台	6台	6台	

※1 数字は現段階で美浜町が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)。

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、美浜町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備考	
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)		
(A) 必要車両台数	17台	6台	6台		
(B) 確保車両台数	計17台	計6台	計6台		
確保先	・美浜町 ・社会福祉施設、社会福祉協議会 (美浜町)	—	5台	6台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 7台
	バス会社(福井県嶺南地方)	10台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	7台	1台	0台	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子 兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

32

- 敦賀市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数49人(うち支援者数0人)について、バス2台、福祉車両0台。

	想定対象 人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難		該当施設なし			
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難		該当施設なし			
在宅の避難行動要支援者の避難		該当者なし			
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送		該当者なし			
その他の施設敷地緊急事態避難者等(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	14人	1台	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には乳幼児がいる世帯人数を計上
海水浴場から避難する一時滞在者	35人 (350人×0.1)	1台	—	—	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。1日あたりの海水浴客数約350人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査敦賀市』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【P30参照】
合計	49人	2台	0台	0台	

※1 数字は現段階で敦賀市が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

33

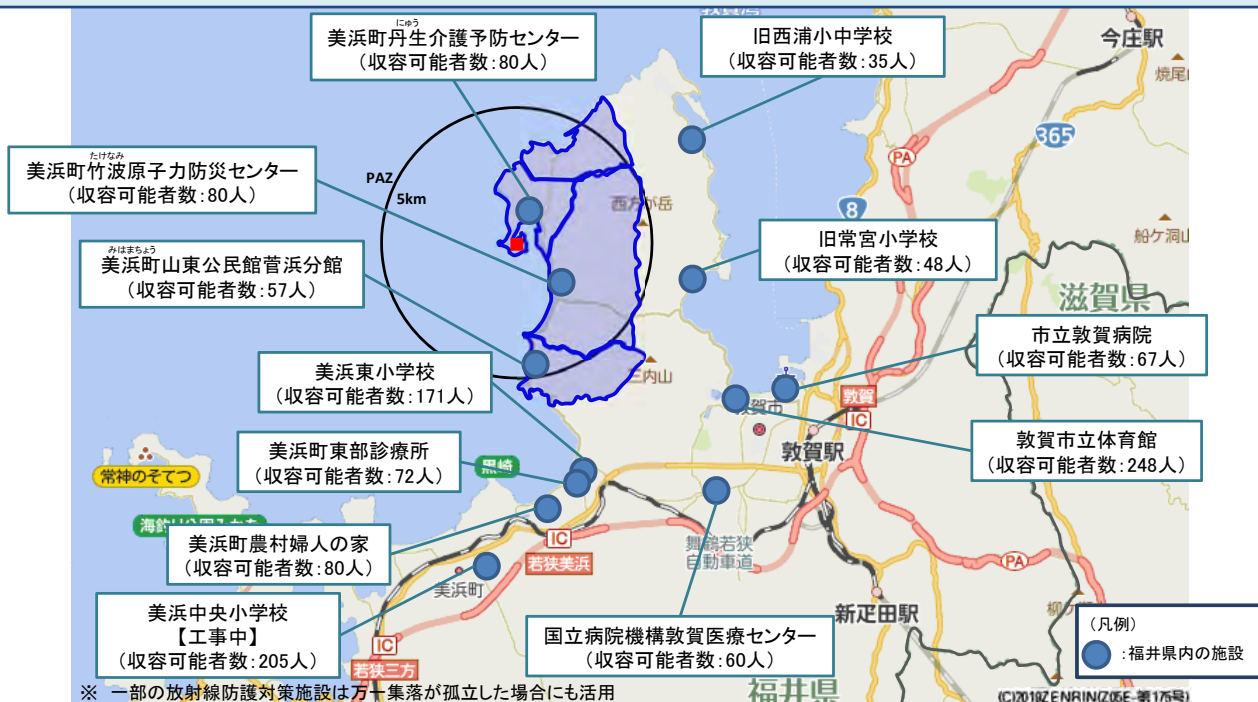
- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、敦賀市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備考
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数	2台	—	—	
(B)確保車両台数	計2台	—	—	
確保先	バス会社(福井県嶺南地方)	0台	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	2台	—	保有車両台数 バス 11台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(工事中の施設を除き合計11施設)で屋内退避。
- これらの11施設では、PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,000人(工事中施設を除く)を収容可能。
- また、これら11施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。



自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県美浜町、敦賀市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・滋賀県・岐阜県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

＜直轄国道＞

国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

＜舞鶴若狭自動車道＞

高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を実施

＜福井県の管理道路＞

福井県原子力災害対策本部が応急復旧作業を実施



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

＜滋賀県の管理道路＞
滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施

＜岐阜県の管理道路＞
岐阜県災害対策本部において応急復旧作業を実施

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

(C)2018 ENRINZ(05E-第175号)

福井県における降雪時の避難経路の確保

- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



除雪機械の配備台数	平成31年4月時点	うち、美浜町、敦賀市管内
国(近畿地方整備局) ※福井県内の配備数	72台	—
福井県	259台	35台
関係市町 美浜町、敦賀市、若狭町、南越前町、小浜市、越前市、越前町	383台	36台
高速道路会社(NEXCO) ※1	70台	—
民間	1,569台	188台



・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

(凡例) 除雪活動拠点
● 国、NEXCO
● 福井県
● 関係市町

(凡例)
— 最重点除雪路線
— 国道27号、8号、161号
— 舞鶴若狭自動車道
— 北陸自動車道

※1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄。

滋賀県における降雪時の避難経路の確保

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



岐阜県における降雪時の避難経路の確保

- 岐阜県及び揖斐川町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省中部地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

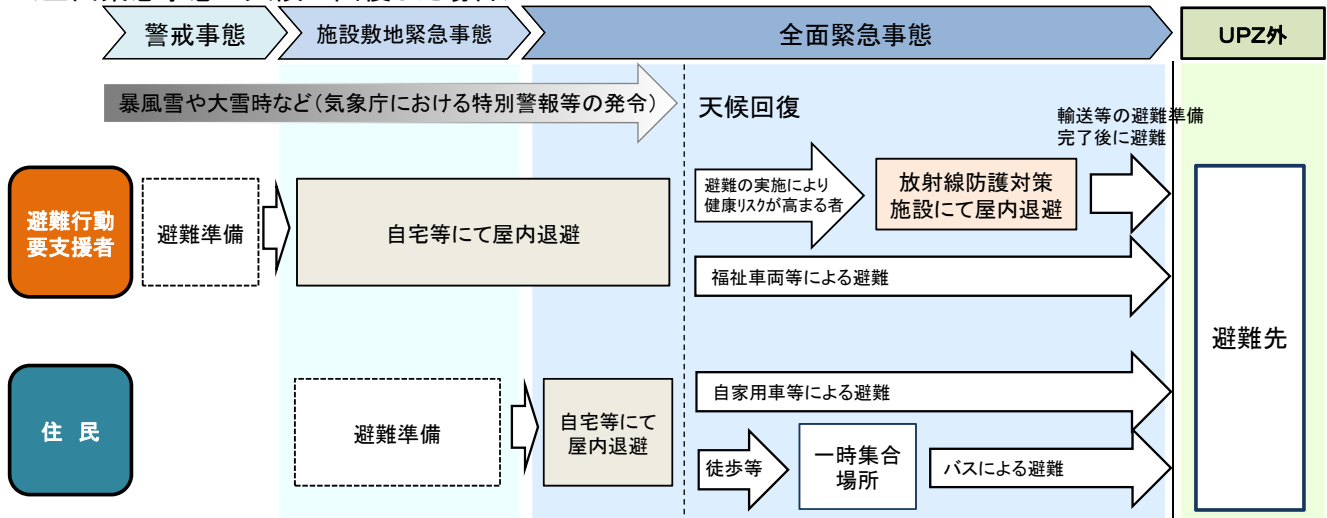


- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐阜県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路(金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線)について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。



- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞

	避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者等	<p>感染者（重症者）</p> <p>避難の実施により健康リスクが高まる者^{※2}</p> <p>感染者（軽症者等）^{※2}</p> <p>それ以外の者^{※3}</p>	<p>放射線防護対策施設等で屋内退避を継続</p> <p>➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。</p> <p>放射線防護対策施設等で屋内退避を継続</p> <p>➢ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。</p>	<p>感染症指定医療機関等で治療</p> <p>➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。</p> <p>➢ 感染者（軽症者等）とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。</p>	
	<p>自宅等で避難準備</p> <p>感染者（軽症者等）^{※2}</p> <p>それ以外の者^{※3}</p>	<p>バス避難者等の一時集合場所等</p> <p>➢ 密集を避け、極力分散して集合。</p> <p>〔例〕 [感染者（軽症者等）] ・一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・検温等による体調確認を行う。 ・一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・一時集合場所等の場所を分ける。</p>	<p>避難車両</p> <p>➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p> <p>〔例〕 ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。</p>	
一般住民	<p>感染者（軽症者等）^{※2}</p> <p>それ以外の者^{※3}</p>	<p>指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。</p> <p>〔例〕 [感染者（軽症者等）] ・別車両により、指定された避難施設へ避難する。 ・検温等による体調確認を行う。 ・施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・避難施設の場所を分ける。</p>	<p>➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p> <p>〔例〕 ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用、座席を十分離して着席する。</p>	
	<p>感染者（軽症者等）^{※2}</p> <p>それ以外の者^{※3}</p>	<p>避難等開始</p>	<p>➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。</p>	<p>➢ 避難先施設では、密集を避ける。</p>

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

5. PAZ内の全面緊急事態における対応

＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段（バス等）を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者（紛失等）に、緊急配布すること。